

令和元年度答申第76号
令和2年2月10日

諮問番号 令和元年度諮問第87号（令和2年1月23日諮問）
審査庁 特許庁長官
事件名 特許出願却下処分に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

本件は、特許出願（特願a。以下「本件特許出願」という。）をした審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が、特許法（昭和34年法律第121号）108条1項に規定する期間内に第1年から第3年までの各年分の特許料（以下「初回特許料」という。）を納付しなかったとして、特許庁長官（以下「処分庁」又は「審査庁」という。）が、同法18条1項の規定に基づき、本件特許出願を却下する処分（以下「本件却下処分」という。）をしたことから、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

1 関係する法令の定め

- (1) 特許法51条は、審査官は、特許出願について拒絶の理由を発見しないときは、特許をすべき旨の査定をしなければならないと規定し、同法52条2項は、特許庁長官は、査定があったときは、査定の謄本を特許出願人に送達しなければならないと規定している。
- (2) 特許法107条1項は、特許権の設定の登録を受ける者は、特許料とし

て、同項の表の上欄に掲げる区分に従い同表の下欄に掲げる金額を納付しなければならないと規定し、同法108条1項は、第1年から第3年までの各年分の特許料（初回特許料）は、特許をすべき旨の査定又は審決の謄本の送達があった日から30日以内に一時に納付しなければならないと規定している。

- (3) 特許法18条1項は、特許庁長官は、特許権の設定の登録を受ける者が同法108条1項に規定する期間内に特許料を納付しないときは、その手続を却下することができる」と規定している。

2 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は、以下のとおりである。

- (1) 審査請求人は、平成27年4月27日、処分庁に対し、本件特許出願をした。

(特許願)

- (2) 特許庁審査官は、平成31年2月13日付けで、本件特許出願について特許査定（特許をすべき旨の査定）をし、同査定の謄本（以下「本件謄本」という。）は、同月19日、審査請求人に送達されたが、審査請求人は、同日から30日以内（同年3月21日まで）に初回特許料を納付しなかった。

(出願却下の処分、特許査定)

- (3) 処分庁は、令和元年6月21日付け（同月25日発送）で、審査請求人に対し、法律で定められた期間内に特許料の納付がなかったとして、特許法18条1項の規定に基づき、本件却下処分をした。

(出願却下の処分)

- (4) 審査請求人は、令和元年9月26日、審査庁に対し、本件却下処分を不服として本件審査請求をした。

(審査請求書)

- (5) 審査庁は、令和2年1月23日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして諮問をした。

(諮問書、諮問説明書)

3 審査請求人の主張の要旨

特許料の納付がない旨を記載した郵便はがき（以下、単に「郵便はがき」という。）を審査請求人代理人に送付することなくした本件却下処分は、以下のとおり違法又は不当であるから、本件却下処分の取消しを求める。

- (1) 審査請求人代理人は、郵便はがきを受領していない。当該郵便はがきは、現在に至るまで所在不明であり、原因は不明である（審査請求書添付のP郵便局長作成の文書）ものの、日本郵便株式会社による誤配や紛失があったといえる。そして、処分庁は、本件特許出願について、行政手続法（平成5年法律第88号）5条1項に規定する審査基準である、郵便はがきが来た場合、「通知後も納付されない場合、出願却下処分となります。」との説明（審査請求書添付の「権利化のための特許（登録）料の納付の流れについて」）と異なり、当該郵便はがきを審査請求人代理人に届けることなく、本件却下処分をしたのであり、申請に係る判断過程の公正と透明性を確保し、その相手方の権利利益の保護に資するために審査基準を定め、公にすることを求めた同条の趣旨に照らし、本件却下処分は、裁量権の範囲の逸脱又は濫用に当たり、違法又は不当である。
- (2) 郵便はがきは、不利益な処分である出願却下処分の事前予告というべきものであり、特許法所定の期間を経過しても当該郵便はがきを受領することによって特許料の納付手続を行うことができるのであるから、行政サービスであったとしても、配達の様子が追跡可能な発送方式又はオンラインによる方法で送付すべきであり、上記(1)の審査基準の定めをした処分庁は、特許出願人又は代理人の支配権内に当該郵便はがきを到達させるべき義務を負う。仮に、上記義務まで負わないとしても、少なくとも、郵便事故の追跡ができない方式で郵便はがきを発送する運用は、郵便はがきの有無の立証を困難にしている点で、事実上、不服申立ての手續保障の機会を奪うものであり、違法又は不当である。

第2 諮問に係る審査庁の判断

審査庁は、審理員の判断は妥当であるとしているところ、審理員の意見の概要は、以下のとおりである。

審査請求人は、本件謄本が送達された平成31年2月19日から30日以内の同年3月21日までに初回特許料を納付しなければならないにもかかわらず、上記期間内に上記特許料を納付しなかったことが認められ、上記期間の末日から3か月が経過してした本件却下処分は適法である。

審査請求人の主張について検討すると、審査請求人が提出するP郵便局長作成の文書は、その内容からして、郵便はがきが審査請求人に到達していないことを証するものとはいえない。特許出願について特許権の設定の登録を受ける者は、特許法108条1項に規定する期間内（特許をすべき旨の査定又は審決

の謄本の送達があった日から30日以内)に特許料を納付しなければならず、上記期間内に特許料の納付をしないときは、その手続である当該特許出願が却下されることは、関係法令から明らかであり、上記納付の期間管理は、当該特許出願人が行うべきものであって、これを徒過した不利益は、当該特許出願人が負うべきものである。そして、当該郵便はがきは、法令上の根拠を有するものではなく、いわゆる行政サービスにすぎず、これを特許出願人が受領するまでは上記却下処分がされないことを確約するものでもなく、上記のような特許出願人が負う期間管理の責任を免れさせるものではない。したがって、仮に、当該郵便はがきが審査請求人に到達していないことを前提としても、本件却下処分の適法性又は妥当性は左右されない。

審査請求人は、郵便はがきが来た場合、「通知後も納付されない場合、出願却下処分となります。」との説明について指摘し、これが行政手続法5条1項所定の審査基準であることを前提とした主張するが、本件却下処分については同条の規定の適用はなく(特許法195条の3)、その主張は前提において失当である。その点をおき、上記説明を内容的に見ても、郵便はがきが特許出願人に到達しなければ却下処分をしないことを確約するものでないことは明らかである。

以上に加え、本件却下処分が、本件謄本が送達された日から4か月、本件謄本が送達された日から30日以内の末日から3か月という相当期間が経過した時点でされたことも併せれば、本件却下処分に違法又は不当な点はなく、審査請求人の主張は理由がない。

また、郵便はがきは法令上の根拠を欠く行政サービスにすぎず、その送付について審査請求人が主張する手段を用いるべき法的義務がないことは明らかであり、この点についての主張も理由がない。

以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却するのが相当である。

第3 当審査会の判断

当審査会は、令和2年1月23日、審査庁から諮問を受け、同月31日及び同年2月7日の計2回、調査審議をした。

また、審査請求人から、令和2年2月6日付け主張書面の提出を受けた。

1 審理員の審理手続について

一件記録によれば、審理員の審理手続について、特段違法又は不当と認めべき点はうかがわれない。

2 本件却下処分の適法性及び妥当性について

(1) 審査請求人は、本件特許出願について特許権の設定の登録を受けるためには、本件謄本が送達された平成31年2月19日から30日以内の同年3月21日までに初回特許料を納付しなければならなかったが、同日までに特許料を納付しなかった(上記第1の2の(2))。そこで、処分庁は、同日までに特許料の納付がなかったとして、同日から3か月が経過した令和元年6月21日付けで、特許法18条1項の規定に基づき、本件却下処分をした(上記第1の2の(3))。

(2) 審査請求人は、審査請求人代理人は郵便はがきを受領していないとして、郵便はがきを送付することなくした本件却下処分は、行政手続法5条1項に規定する審査基準に反していること、出願却下処分は、特許出願人にとって不利益な処分であり、いつ処分されるかが明確に定まっていないものであるから、処分庁は郵便はがきを審査請求人代理人に到達させる義務があるにもかかわらず、それを尽くしていないことなどを指摘して、本件却下処分が違法又は不当であると主張する。本件について、郵便はがきが審査請求人代理人に到達していないか否かについて、一件記録からは明らかではないが、当該郵便はがきの送付は、特許法等の法令上の根拠を有するものではなく(したがって、郵便はがきの送付が、特許法18条1項の規定に基づき出願却下処分をする際の手続上の要件とはならない。)、特許出願人に対して特許料が納付されていないことを注意喚起するために事実上行われているにすぎないと解される。また、審査請求人は、郵便はがきの「通知後も納付されない場合、出願却下処分となります。」との説明について、これを行政手続法上の審査基準であると主張するが、そもそも、本件却下処分には行政手続法第2章(審査基準を含む申請に対する処分に係る事項を規定)の適用はない(特許法195条の3)。審査請求人の上記主張は、いずれも独自の主張であって失当である。

そして、特許法18条1項は、特許庁長官は、特許権の設定の登録を受ける者が同法108条1項に規定する期間内に特許料を納付しないときは、その手続を却下することができる」と規定している(上記第1の1の(3))から、上記期間内に特許料が納付されない場合にいつ却下するかは処分庁の裁量権に属すると解される。本件では、上記期間の経過後直ちに処分したのではなく、一定期間納付を待った上で、上記期間の末日から3か月も経過した後になって本件却下処分をしたのであるから、これが処分庁の裁量権の逸脱や濫用に当たるとすることはできず、本件却下処分に違

法又は不当な点はない。

3 まとめ

以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮問に係る判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第3部会

委	員	戸	塚		誠
委	員	佐	脇	敦	子
委	員	中	原	茂	樹